

令和3年4月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項（（介護予防）短期入所生活介護（単独型・特養以外の併設型））

- ・本県が所管する介護保険施設・事業所について、令和3年4月1日から算定を開始する加算等に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、特例的に令和3年4月15日（木）とする取扱いとします。
- ・令和3年4月の報酬改定に伴い、新たな加算の創設や加算区分の変更が行われています。については、次の事業所においては、令和3年4月から算定する介護報酬の体制を届け出てください。
  - ◎ LIFEについて、既に届出・登録済みの事業所
  - ◎ サービス提供体制強化加算について、令和3年3月まで算定を行っている全ての事業所
  - ◎ 生活機能向上連携加算について、令和3年3月まで算定を行っている全ての事業所
  - ◎ 本体施設において、令和3年4月から介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定（新規・継続）する併設型事業所

※ 以下は、従来の「申請の手引」を令和3年度報酬改定等に伴い修正する部分です。（修正のない部分は一部又は全部の記載を省略しています）

② 体制等届出（新規及び変更）

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用> > (別添届出書)	<input type="checkbox"/> 新規許可申請の場合、「受付番号」、「事業所所在地市町村番号」及び「介護保険事業所番号」は記載しないこと。 <input type="checkbox"/> 届出者の「 <u>法人等の所在地</u> 」、「 <u>法人等の名称</u> 」、「代表者の職・氏名」、「代表者の住所」、 <u>事業所・施設の状況</u> の「 <u>事業所・施設の名称</u> 」、「 <u>事業所・施設の所在地</u> 」、「 <u>管理者の氏名</u> 」及び「 <u>管理者の住所</u> 」欄を、取り違えず記載すること。 <u>（「届出者」とは、施設又は事業所の設置者・事業者である「法人」であり、施設又は事業所ではないので留意すること）</u> <input type="checkbox"/> フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号・事業所Email等に記入漏れがないよう注意すること。 <input type="checkbox"/> 同一所在地において実施している事業等について、「実施事業」欄に○を付すこと。 <input type="checkbox"/> 「指定・許可（更新）年月日」欄は、「実施事業」欄に○を付した事業等の直近の指定又は更新に係る年月日を記載すること。 <input type="checkbox"/> 「異動等の区分」欄は、該当項目の番号に○を付すこと。 <input type="checkbox"/> 「異動（予定）年月日」欄は、加算開始の場合は翌月初日、加算終了の場合は終了日を記入すること。 <input type="checkbox"/> 「介護保険事業所番号」は、誤記載に注意すること。 <input type="checkbox"/> 変更の場合、「異動項目」欄及び「特記事項」の「 <u>変更後</u> 」欄に <u>変更内容を具体的に記載すること</u> 。（「○○○体制を追加」等） <input type="checkbox"/> その他注意事項は「別添届出書」の裏面の備考を参照すること。
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1)	<input type="checkbox"/> 「事業所番号」欄は、誤記載に注意すること。 <input type="checkbox"/> 「事業所名」欄に、指定申請に係る正式な「 <u>施設又は事業所名</u> 」を記入し、 <u>誤って法人名等を記載しないこと</u> 。 <input type="checkbox"/> 「適用開始年月日」欄は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の「異動（予定）年月日」欄と同じ日付を記載すること。 <input type="checkbox"/> 「LIFEへの登録」欄の該当する項目の番号に「○」を付すこと。 <input type="checkbox"/> （介護予防）併設型（ユニット型）短期入所については、「サービス提供体制強化加算（ <u>併設型・空床型</u> ）」の該当する項目に「○」を記入し、「サービス提供体制強化加算（ <u>単独型</u> ）」については「なし」とするこ

	<p>と。</p> <p>□（介護予防）併設型（ユニット型）短期入所については、「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況」の該当する項目に「○」を付すこと。</p> <p>□県における要件審査期間中は補正可能であるが、届出受理後の補正はできないので、注意すること。（加算を取り止める場合等を除き、翌月に再度変更届出を行うまで修正不可能）要件等審査期間中は補正可能であるが、届出受理後の補正はできないので注意すること。（<u>翌月に変更届出を行うまで修正不可。</u>）</p>
<p>看護体制加算に係る届出書 （別紙9-2）</p>	<p>※短期入所生活介護において「看護体制加算」が「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」、「加算Ⅳ」若しくは「なし」となる場合又は新規算定の場合。（従前部分に変更なしのため中略。以下追加部分）</p> <p>□「加算Ⅲ」、「加算Ⅳ」を算定する場合、前年度又は前三月における利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5の利用者の占める割合が70%以上であること。</p> <p>□「加算Ⅲ」、「加算Ⅳ」の算定に当たり、前三月の実績により届出を行った場合、届出月以降についても、直近三月間における中重度の利用者の割合を維持していること。所定の割合を維持できなくなった場合は、速やかにその旨を届け出ること。</p>
<p>テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書 （別紙22）</p>	<p>※短期入所生活介護において「テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係）」が「あり」若しくは「なし」に変更となる場合又は新規算定の場合。</p> <p>□導入機器の名称及び製造事業者は正確に記入すること。</p> <p>□（別紙22）の配置要件①について、入所（利用）者数に占める介護ロボットを利用して見守りを行っている対象者数の割合が10%未満となる等、要件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を届け出ること。</p> <p>□（別紙22）の配置要件②において、加算の要件を満たす項目が「有」となっていること。</p> <p>□配置要件②について、要件を満たすことが分かる議事概要を添付し、そのほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、必要に応じて提出すること。</p> <p>□配置要件②について、④iの委員会に夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。</p>
<p>サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書 （別紙12-4、16）</p>	<p>※「サービス提供体制強化加算」が「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」若しくは「なし」に変更となる場合又は新規算定の場合。</p> <p>※令和3年度報酬改定による「サービス提供体制強化加算」の加算要件の変更に伴い、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている（介護予防）短期入所にあつては、改定後の加算要件に満たす「サービス提供体制強化加算」の該当する項目に「○」を付して届け出ること。</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」（別紙12-6付表1）及び（別紙12-6付表2）は廃止した。</p> <p>□「サービス提供体制強化加算」について、（別紙12-4、16）の「5 介護職員等の状況」で各加算の要件を満たす項目が「有」となっていること。</p> <p>□その他注意事項は「別紙12-4、16」の欄外の備考を参照のこと。</p>

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算」の届出の手引」を参照のこと。
--------------------------	---

○加算体制等を変更する場合の添付書類（修正のない部分は一部又は全部の記載を省略）  
 <短期入所生活介護事業所>

体制の変更内容	「体制等届出」の添付書類
生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 添付書類なし ※令和3年度報酬改定による「生活機能向上連携加算」の加算要件の変更に伴い、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている（介護予防）短期入所にあつては、改定後の加算Ⅱの要件に満たすものとして引き続き算定する場合は、「生活機能向上連携加算」の「加算Ⅱ」に「○」を付して届け出ること。 <input type="checkbox"/> 新設された加算Ⅰについては、外部のリハビリテーション専門職等が当該施設・事業所を訪問せずに、ICTの活用等により利用者の状態を適切に把握し助言を行うこと。
看護体制加算	<input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分）（看護職員のみで可能。なお本体施設及び機能訓練指導員等の兼務がある場合はその勤務割合を明記すること。） <input type="checkbox"/> 資格証等の写し（看護職員のみで可能） <input type="checkbox"/> 看護体制加算に係る届出書（別紙9-2） ※上記②看護体制加算に係る届出書（別紙9-2）の欄を参照すること
テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係）	<input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）及び付表（勤務時間区分） ※「夜勤時間帯のみの記載で可」（介護職員及び看護職員のみで可能） <input type="checkbox"/> テクノロジーを導入する場合の要件を満たすことが分かる議事概要 ※上記②テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書（別紙22）の欄を参照すること
サービス提供体制強化加算（単独型）	※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が（単独型、併設型）から、（単独型）に変更された。 <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16） ※単独型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、報酬改定により変更された加算要件に従い、令和3年4月から「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」又は「なし」と届け出ること。 ※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」（別紙12-6付表1）及び（別紙12-6付表2）は廃止した。 ※併設型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、令和3年4月から「なし」とすること。
サービス提供体制強化加算（併設型、空床型）	※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が（空床型）から、（併設型、空床型）に変更された。 ※併設型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、報酬改定により変更された加算要件に従い、令和3年4月から「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」又は「なし」と届け出ること。 <input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙12-4、16） ※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体

	<p>制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」(別紙12-6付表1)及び(別紙12-6付表2)は廃止した。</p> <p>※上記②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)及びサービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙12-4、16)の欄を参照すること。</p>
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	<p>※令和3年度報酬改定により追加された項目で、併設本体施設における令和3年4月からの介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況について、該当する項目に「○」を付すこと。</p> <p>□添付書類なし</p>
介護職員処遇改善加算	<p>別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出の手引」を参照のこと。</p>
介護職員等特定処遇改善加算	<p>別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出の手引」を参照のこと。</p>

### <介護予防短期入所生活介護事業所>

体制の変更内容	「体制等届出」の添付書類
生活機能向上連携加算	<p>□添付書類なし</p> <p>※令和3年度報酬改定による「生活機能向上連携加算」の加算要件の変更に伴い、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている介護老人福祉施設・(介護予防)短期入所にあつては、改定後の加算Ⅱの要件に満たすものとして引き続き算定する場合は、「生活機能向上連携加算」の「加算Ⅱ」に「○」を付して届け出ること。</p> <p>□新設された加算Ⅰについては、外部のリハビリテーション専門職等が当該施設・事業所を訪問せず、ICTの活用等により利用者の状態を適切に把握し助言を行うこと。</p>
サービス提供体制強化加算(単独型)	<p>※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が(単独型、併設型)から、(単独型)に変更された。</p> <p>□サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙12-4、16)</p> <p>※単独型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、報酬改定により変更された加算要件に従い、令和3年4月から「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」又は「なし」と届け出ること。</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」(別紙12-6付表1)及び(別紙12-6付表2)は廃止した。</p> <p>※併設型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、令和3年4月から「なし」とすること。</p>
サービス提供体制強化加算(併設型、空床型)	<p>※令和3年度報酬改定により、届出対象施設の区分が(空床型)から、(併設型、空床型)に変更された。</p> <p>※併設型として、令和3年3月まで当該加算の算定を行っている事業所にあつては、報酬改定により変更された加算要件に従い、令和3年4月から「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」又は「なし」と届け出ること。</p> <p>□サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙12-4、16)</p> <p>※令和3年度報酬改定に併せて、従来添付を求めていた「サービス提供体</p>

	<p>制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書」(別紙12-6付表1)及び(別紙12-6付表2)は廃止した。</p> <p>※上記②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)及びサービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙12-4、16)の欄を参照すること。</p>
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	<p>※令和3年度報酬改定により追加された項目で、併設本体施設における令和3年4月からの介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況について、該当する項目に「○」を付すこと。</p> <p><input type="checkbox"/>添付書類なし</p>
介護職員処遇改善加算	<p>別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出の手引」を参照のこと。</p>
介護職員等特定処遇改善加算	<p>別途、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出の手引」を参照のこと。</p>